

地方税に関する事務の特定個人情報保護評価 に対する意見募集について

特定個人情報保護評価について

1 特定個人情報保護評価とは

特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）ファイルを保有するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）の規定により、特定個人情報の漏えいのリスク等プライバシーへの影響を自治体自らが点検、評価するものです。

旭川市の各業務システムも特定個人情報保護評価を行っていますが、地方税に関する事務における対象人数が30万人を超えるため、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価のうち、特に厳重な全項目評価を実施し、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）を平成27年度に公表しています。

この全項目評価書は、公表から一定期間（5年）を経過する前に、再評価を行うこととされているため、令和2年度にも住民の皆さんからの意見募集をした上で、評価書を公表しています。

2 今回の評価について

今回、令和2年度の公表から一定期間（5年）を経過することから、全項目評価の再実施を行います。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）により、地方公共団体の事務のうち、国が指定する事務については、令和7年度中までにガバメントクラウド（政府共通のクラウドサービスの利用環境）を活用した標準準拠システムを利用することが努力義務として掲げられています。そのため、旭川市の基幹税務システムもガバメントクラウドに移行する必要があります。

こうしたガバメントクラウドへの移行は、番号法における特定個人情報ファイルへの「重要な変更」に該当し、この「重要な変更」を行うためにも、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づき、住民の皆さんから意見を募集し、全項目評価の再実施を行います。

3 評価書の変更箇所について

主に基幹税務システムの更新に伴う特定個人情報の保管・消去・リスク対策について、ガバメントクラウドにおける措置を追加するとともに、その他法改正や組織名などを変更しています。

4 意見提出手続後について

全項目評価書は、住民の皆さんの意見を反映させた後、情報セキュリティの専門知識を持った機関による第三者点検を経た上で、国の個人情報保護委員会に提出します。

個人情報保護委員会に提出された全項目評価書は旭川市のホームページでも公表されます。



地方税に関する事務における特定個人情報の取扱いについて

1 特定個人情報ファイルを利用するシステム

地方税に関する事務で特定個人情報を使用するシステムは次のとおりです。

(1) 基幹税務システム

地方税の賦課に関する機能、収納管理に関する機能、税証明に関する機能、滞納管理に関する機能、宛名管理に関する機能を持つシステムのことをいいます。

また、中間サーバー連携システムを介し中間サーバーと連携し情報照会・情報連携の際に必要な「符号」の取得に係る連携を行います。

(2) 審査システム（eLTAX）

地方税ポータルシステム（eLTAX）を構成するシステムの一つで、電子申告の機能、年金からの住民税特別徴収（データの送受信）等の機能を持つシステムのことをいいます。

(3) 国税連携システム（eLTAX）

地方税ポータルシステム（eLTAX）を構成するシステムの一つで、国税連携（確定申告のデータ受信）の機能を持つシステムのことをいいます。

(4) イメージファイリングシステム

市民税・道民税申告書等のスキャンデータの管理機能及び検索機能を持つシステムのことをいいます。

(5) 徴収システム

滞納状況を一覧できる個人画面機能、滞納者の状態（滞納区分）による管理機能等を持つシステムのことをいいます。

(6) 中間サーバコネクタ（団体内宛名統合システム）

情報提供ネットワークシステムに登録するデータについて団体内統合宛名番号の付番を行います。

システムによって団体内統合宛名番号と基幹税務システムの宛名番号を紐付けて管理します。

(7) 中間サーバー

情報提供ネットワークシステムとの間で情報をやり取りするための仲介をするシステムのことをいいます。

(8) 個人住民税申告ポータル

個人住民税（市民税・道民税（森林環境税を含む。）の申告をオンラインで提出することができる機能のことをいいます。

(9) マイナポータル申請管理

電子申請されたデータを受け取り、申請者に申請状況を通知する機能を持つシステムのことをいいます。



(10) 申請管理システム

国税連携システムより取得した所得税申告書等データ、マイナポータル申請管理より取得した個人住民税申告データ等の申請データの仕分け等の機能を持つシステムのことをいいます。

2 特定個人情報ファイルの概要

地方税の賦課徴収等に関する事務では、特定個人情報ファイルとして個人の所得課税情報等が含まれた税務情報ファイルを使用します。

税務情報ファイルは、地方税の賦課徴収等の基礎となるものであり、地方税の公平・公正な賦課、徴収を目的として、市税の賦課徴収等に必要な範囲で特定個人情報を保有します。

3 リスク対策の概要

上記の特定個人情報ファイルを取り扱う際のリスクに対しては、地方税に関する事務において個人情報を取り扱う際に既に実施しているリスク対策を含む、次の対策を実施します。

(1) 特定個人情報の入手

- ・届出窓口において本人確認書類等の確認を行い、正確な情報を入手します。
- ・届出入力の際は事前審査・入力・事後審査を複数人で行い入力内容を確認しています。

(2) 特定個人情報の使用

- ・端末機の操作者には担当業務に応じて、必要な範囲のアクセス権限を付与します。
- ・パスワードにより操作者認証を行い、操作履歴を記録します。
- ・アクセスログについて定期的にチェックすることにより業務外の不正閲覧を抑制しています。
- ・管理者権限を与えられた者以外は、情報の複製を行えない仕組みとなっています。

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

- ・委託を行う際は、委託契約書中に特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を明記するとともに、委託事業者には作業者名簿の提出を求めます。

(4) 特定個人情報の提供・移転

- ・特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に情報処理依頼書及び申請書を提出してもらうこととしており、依頼書等の内容を検査した上で必要な情報のみを提供することとしています。

(5) 特定個人情報の保管・消去

- ・サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施します。
- ・地方税の賦課徴収等に関する情報は地方税法に定める期間制限により一定期間保存します。保存期限を経過した地方税の賦課徴収等に関する情報はシステムで自動判別し、消去します。
- ・申請書・届出書等の帳票類は、市の規則に基づき、保存年限経過後に溶解又は粉碎等の適切な方法で廃棄します。



(6) 監査

- ・ 部署内での自己点検を実施します。
- ・ ガバメントクラウドについては、クラウド事業者が定期的に ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）監査機関リストに登録された監査機関による監査を実施します。

(7) 従業者に対する教育・啓発

- ・ 特定個人情報を取り扱う職員や地方税の賦課徴収等に関する事務に新たに従事する職員などに対し、適宜セキュリティ研修を実施します。
- ・ 委託事業者には個人番号の取扱いに係る注意事項を含む社員教育の徹底を要請します。

(8) 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

- ・ 指定様式による書面の提出により、市民生活部地域活動推進課で受け付けます。

(9) 地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

- ・ 税務部税制課で受け付けます。

